2023年10月号　vol.34

にじいろ国際協同組合
〒312-0062　茨城県ひたちなか市高場3-1-3MKビル1F
☎029-212-8887　info@nijiiro-oct.com　https:// nijiiro-oct.com

かわら版

特定技能生のお問い合わせを
＼　多数いただいています　／

Q 1.特定技能とは？

特定技能は、日本国内の労働力確保を目的として創設された在留資格です。少子高齢化や技術者不足によって深刻化する人手不足を解消するべく、2019年4月の入管法改正により施行されました。

在留資格「特定技能」はほかの就労資格とは異なり、専門性が必要な業務だけでなく単純労働も可能です。

Q2.どんな人が特定技能になれるの？

・特定産業分野の技能試験に合格すること
・日本語能力試験（JLPT）の４級以上に合格すること
・18歳以上で犯罪履歴がなく健康であること

技能実習生が技能実習と同じ職種と同じ業務区分でいく場合のみ
技能実習2号を良好修了者は試験免除

Q3.特定技能の１号と２号の違いは？

★1号は、「一定の知識や経験を要する業務を行える外国人」が対象

在留期間は**最長5年**で、家族の帯同は認められません。

★2号は「熟練した技能や知識を要する業務を行える外国人」が対象

家族の帯同が認められて、在留期間に上限がなく、
更新が許可されれば継続して日本に滞在できます。

※2号への移行は5年を経たなくても2号の試験に合格をすれば
いつでも移行できます

2023年6月時点で、特定技能2号の在留資格を持つ外国人を受け入れられるのは「建設分野」「造船・舶用工業分野の溶接区分」のみでしたが**2023年6月9日に「介護」を除いたほかの9分野でも特定技能2号の受け入れを開始することが閣議決定されました。**

※「介護」分野に関しては、在留資格「介護」へ変更するルートが存在するため除外

特定技能2号の範囲拡大により、人手不足の分野での外国人雇用がより活発になることが期待されますので特定技能生についてのお問い合わせは弊監理団体までお願いいたします。

■監理団体からのお知らせ■

９月の監査ではご協力頂き、有難うございました。

現在、各行政から特定技能生・実習生へ届く書類一式の保管有無を確認しております。基礎年金通知書の紛失や国民健康保険料納付期限切れが発覚しておりますので、今一度ご確認いただき紛失等ございましたら弊監理団体までご一報ください。

Vol.34発行　岡崎　紗彩